

毎週火、曜日に発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 昭和三十七年度鳥取県歳入歳出追加更正予算等
鳥取県森林組合併奨励金交付要綱の一部改正
豚コレラ予防注射の実施
土地改良区の定数変更の認可
- ◇公告 昭和三十七年度鳥取県林業改良指導員資格試験合格者

告示

鳥取県告示第六百九十二号

昭和三十七年十二月定例県議会で十二月十九日議決された昭和三十七年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十七年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算、昭和

三十七年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十七年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十七年度特別会計県管境港水産施設事業費歳出更正予算及び昭和三十七年度特別会計県立天山観光会館事業費歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十七年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和37年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

項 目	科 目	今回事業(更正)予算額 千円
3	地方交付税	115,000
	地方交付税	115,000
5	分租金及負担金	2
	負担金	2
6	使用料及手数料	6,994
	使用料	464
2	手数料	7,365
	手数料	7,365

款項	科目	目	出	今日追加(更正)予算額 千円	歳入合計
7	國庫支出金			111,769	
1	國庫負担金			107,019	
2	國庫補助金			3,576	
3	委託金			1,374	
8	寄附金			3,790	
1	寄附金			3,790	
11	雜收入			234,978	
2	弁償金及報償金		△	19	
3	償還金			19,400	
5	物品売却代金			800	
6	雜入			214,797	
歳入合計				472,436	
1	議會費			1,894	
1	県會議費			1,894	
2	県庁費			82,737	
1	県職員費			78,774	
1	2	1	1	5	5,553
2	3	2	3	18,390	26,675
3	4	1	2	1,260	26,675
4	5	3	3	18,390	18,390
5	6	4	4	26,698	26,698
6	7	1	1	15,302	15,302
7	8	2	2	—	—
8	9	3	3	—	—
9	10	4	4	—	—
10	11	5	5	30	11,300
11	12	6	6	66	66
12	13	7	7	222,428	222,428
13	14	8	8	5,553	5,553

款項	科目	目	出	今日追加(更正)予算額 千円	歳入合計
2	小学校費			88,181	
3	中学校費			55,513	
4	養護学校費			617	
5	高等学校費			48,677	
6	盲ろう学校費			2,270	
9	社会教育費			133	
10	体育保健費			150	
12	高校教育振興費			270	
13	教育施設費			21,062	
14	教育諸費			—	
6	社会及労働施設費			41,058	
1	生活保護費			36,995	
2	社会福祉費			1,132	
3	児童保護費			1,529	
4	婦人児童福祉費			1	
5	国民健康保険費			21	
6	世話費			140	
7	労政費			1,190	
8	職業安定費			50	
7	保健衛生費			2,535	
2	予防衛生費			2,570	
6	業務費			92	
7	衛生諸費			68	
8	産業経済費			37,112	
1	農政費			10,586	
2	農産園芸費			1,137	
3	林業費			4,991	
4	水産業費			42	
5	畜産業費			718	
6	畜産業費			2,972	
7	商工業費			22,997	
8	観光事業費			450	
9	農地開拓事業費			1,309	
10	耕地事業費			5,937	
11	地下資源開発費			—	
9	財産費			211	

項目	歳入	歳出
1 財産管理費		211
10 統計調査費		50
1 統計調査費		50
11 選挙費		2,177
1 選挙管理委員会費		62
2 公明選挙費		1,100
6 県議会議員選挙費		1,015
12 公債費		
3 諸費		
13 諸支出金		9,211
3 地方振興費		135
4 県政企画調査費		836
5 中海日野川総合開発調査費		677
6 広報活動費		240
7 渉外諸費		222
8 繰入金	7,101	
歳出合計		472,436
昭和三十七年度特別会計県立中央病院事業費		
昭和三十七年度特別会計県立中央病院事業費		
歳入歳出追加更正予算		
歳入		
1 事業収入		
1 事業収入		435
歳入合計		435
歳出		
1 事業費		435
1 事業費		435
歳出合計		435
歳入合計		
歳出合計		15,712,000

項目	歳入	歳出
3 繰入金	6,801,000	
1 一般会計繰入金	6,801,000	
4 県債	10,000,000	
1 県債	10,000,000	
歳入合計	32,513,000	
歳入		
1 繰入金		300
2 一般会計繰入金		300
3 償還金		500
1 償還金		500
4 繰越金		78
1 前年度繰越金		78
5 雑収入		1,170
1 雑収入		1,170
歳入合計		11,348
歳出		
1 科		1,348
1 科		1,348
歳出合計		1,348

款項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円
1	一	県市場事業費	254
2	2	水産公館運営費	313
3	3	諸文出金	567
歳出合計			1134
昭和37年度特別会計県営境港水産施設 事業費歳入歳出追加予算			
歳入	歳入	今回追加(更正)予算額 千円	31
1	1	使用料	31
歳入合計			31

1 県立大山観光公館事業費 千円 31
1 県立大山観光公館事業費 31
歳出合計 31

鳥取県告示第六百九十四号
鳥取県森林組合合併奨励金交付要綱(昭和三十五年九月鳥取県告示第四百六十四号)の一部を次のように改正して、昭和三十七年十二月一日から施行する。
昭和三十七年十二月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

第八条中「所轄地方農林振興局長を経由しなければならぬ。」を「所轄地方農林振興局長に提出するものとす。」に改める。

鳥取県告示第六百九十五号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づ

ま、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。
昭和三十七年十二月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため
二 実施の区域 県内全域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
四 実施の期日 昭和三十八年一月四日から二月三日までの期間
五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第六百九十七号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、上北条土地改良区の定款変更を、昭和三十七年十二月二十八日認可した。
昭和三十七年十二月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、賀露町土地改良区の定款変更を、昭和三十七年十二月二十八日認可した。
昭和三十七年十二月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和三十七年度鳥取県林業改良指導員資格試験合格者は次のとおりである。
昭和三十七年十二月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一	細田 輝明	三	細田 定明
七	中下龍之助	八	尾崎 義弘
九	鹿田 裕	一四	新田 秀
一八	国本 敏胤	二〇	山根 尚
二一	田村 輝夫	二二	西尾 忠孝